

## 釧路町立別保中学校「部活動に係る活動方針」(抜粋)について

釧路町立別保中学校 校長 富田 和幸

## 部活動と学校における働き方改革のかかわり

部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として行われています。しかしながら、国全体での働き方に関する取組から、生徒・教師双方に課題があることが、指摘されるようになりました。

## 北海道の部活動の在り方に関する方針(平成31年1月)策定の趣旨

- 生徒の学校生活には、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、バランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。
- 教師が、健康でやりがいをもち学校教育の質を高められるよう勤務するためには、部活動指導における 負担が過度にならないよう配慮する必要がある。

※本校は、学校教育目標等を踏まえ、釧路町教育委員会が定める「釧路町立学校における働き方改革 アクション・プラン」に則り、「釧路町立別保中学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という。)を策定することとしました。

## 1.別保中学校「部活動に係る活動方針」(抜粋)

- ① 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士 や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高い。各部活動は、顧問の指導方針のもと釧路町立別保中学校「部活動実施規定」に従い、生徒の自主的自発的な参加により行われ、自己の学校生活を充実させる等、健全な心身養成のため教育の場とする。
- ② 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。
- ③ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであること、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう留意する。

## 2.適切な休養日等の設定(抜粋)

## 原 則

- (1)休養日
  - 週当たり2日以上  
【平日1日(年52日)以上、週末1日(年52日)以上、年間104日以上】
  - (2)活動時間 ~実活動時間
    - 平日2時間程度
    - 学校休業日3時間程度
    - ※長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける

## 大会前特例

- 大会前1か月を対象-
  - (1)休養日
    - 平日 週で1日以上
    - 週末又は祝日 月で1日以上
    - ※後日代替の休養日を設ける
  - (2)活動時間
    - 平日3時間程度
    - 学校休業日4時間程度
    - ※週16時間を越えない

## 3.部活動に係る相談窓口

- ・連絡先：釧路郡釧路町別保南2丁目  
釧路町立別保中学校 TEL 0154-62-2019
- ・担当：教頭

## 保護者・地域の皆様へ

- ◆国や北海道、釧路町立別保中学校の方針を受け、生徒の学校生活や家庭生活がバランスのとれたものとなるよう、また、学校課題である「相手に対して常に思いやりをもち、自分の考えや思いを表現できる生徒の育成」を達成するため、保護者・地域の皆様のご協力をお願いいたします。